

| 受 理 番 号 | 件 名 |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| 陳情第 2 3 号 | 多くの人を読める文字サイズ等の公文書を作成することを求める陳情 |
| 提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報 | |
| 付 託 委 員 会 | 総務委員会 |

※原文のまま記載

(要旨)

2024年4月23日に調布市ホームページに掲載・公表された「調布市不登校支援プラン(素案)に対するご意見と市の考え方」(*)は、A4サイズの用紙に印刷された場合、「項目」約50mm、「No」約15mm、「御意見の概要」約147mm、「市の考え方」約62mmの4列、合計約274mmの表形式で作成されています。

「御意見の概要」に記載された文字の大きさは、多くは約11ptで、No.12は1行41字で縦約28mmに7行(1行約4mm)ですが、極端に文字の小さいNo.45では、文字サイズ約6pt、1行約90字、縦160mmに約83行(1.9mm)で載せています。No.33も類以してま

(*)<https://www.city.chofu.lg.jp/documents/11594/sienpuranpubkome.pdf>

文字の読みやすさは、文字サイズ以外に文字(フォント)の種類、行間、文字数にも関係しますが、「調布市不登校支援プラン(素案)に対するご意見と市の考え方」は特に老眼の高齢者には読めるものではありません。

通常、文字サイズは公文書では10.5pt以上、印刷物では標準8~9ptで最小6pt(約0.21mm)などとされています。4~5ptなども例外的に使用されていますが、掲載義務のある規約文章などです。

多くの人電子機器や拡大鏡等を使用せずに読める文字サイズの文書にすべきで、障害者差別解消法が求める「合理的配慮」がされていませ

ん。さらに、「項目」、「No」、「市の考え方」の列幅を縮めるなどせずに、「御意見の概要」だけを極端に小さな文字にしていることは、何時間もかけて作成したであろう提出者の意見を尊重していると思えません。特にNo. 33やNo. 45の意見を読んでほしくないという意図が含まれているのではないかという疑念さえ浮かびます。

調布市において公文書作成における文字サイズ等に関するガイドライン等があろうとなかろうと、多くの人を読めるような文字サイズ等の公文書を作成することを求めます。

以上について陳情いたします。